

2023年3月9日
(2022年12月27日作成)

一般事業主行動計画の内容

➤ 行動計画の計画期間

2023(令和5)年4月1日～2026(令和8)年8月31日

➤ 内容

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・ 子供を育てる労働者が利用できる施策の実施
3歳以上の子を療育する労働者に対する所定外労働の制限、短時間勤務制度
- ・ 育児介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度の周知

2. 上記以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ・ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供
- ・ トライアル雇用等を通じた雇入れ
- ・ 適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進(育成状況の見える化や定期面談等による育成フォロー)

以上

(2023年3月9日通達にて配信)

